都城市建築物耐震改修促進計画（案）【概要版】

はじめに

・　「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」において、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされています。
・　南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が指摘され、本市においても甚大な被害が想定されている中、過去の大地震の教訓を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、促進計画の一部を改定するものです。
・　本促進計画の計画期間は令和９年度から令和１８年度までの１０年間とし、市は、本計画に基づき市内の建築物の耐震化の促進に向けて取組を進めていくこととします。

第１章　建築物の耐震化の実施に関する目標設定

1　想定される地震の規模及び被害の状況

市で実施している地震被害想定のうち、「南海トラフ巨大地震」の状況は次のとおりです。

・地震の規模　マグニチュード９クラス、最大震度　震度６強
・被害の程度　人的被害（死者数）：約５０名　建物被害（全壊棟数）：約１，２００棟

2　耐震化の現状と目標設定

耐震化率の現状及び目標は次表のとおり。

建築物の種類	R5.4 改定時の耐震化率		今回改定による耐震化率		
	現状（R3 年度末）	目標（R8 年度末）	現状（R8 年度末）	目標（R12 年度末）	目標（R17 年度末）
住宅	86.1%	90%	92.8%	95%	おおむね解消
多数の者が利用する公共建築物	100%（R4 年度末）		100%		

※　宮崎県建築物耐震改修促進計画に定められた災害時の拠点となる公共建築物（要安全確認計画記載建築物）は２棟あり、１棟は除却済、もう１棟は令和１０年度に除却予定です。

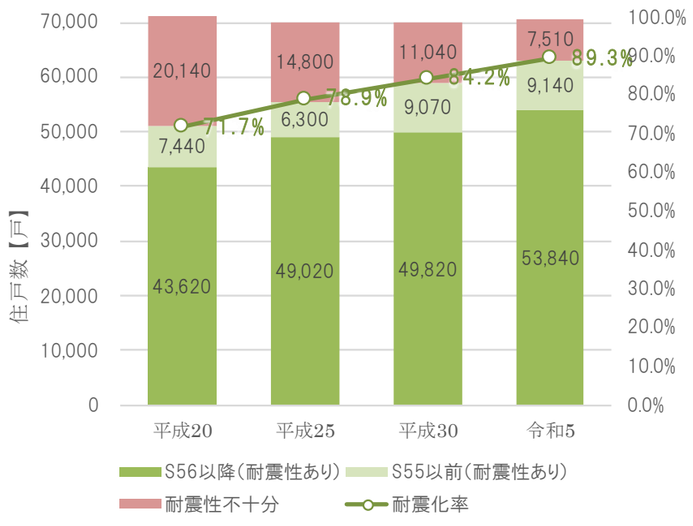


図　住宅の耐震化率の進捗状況

上記の図は、総務省「住宅・土地統計調査」の結果を用い、国が示した方法に準じて算出したものである。

第２章　建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の促進を図るための施策

1　耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。そのため、市は所有者等に対して、耐震性の向上に向けた意識の啓発、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の情報の提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じます。

2　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

・　市は、建築物の所有者等に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行います。
・　市は、国等の支援制度（耐震改修促進税制等・住宅ローン減税・耐震改修融資制度等）の周知を図ります。
・　市は、専門技術者（宮崎県木造住宅耐震診断士）の紹介体制の充実を図ります。
・　市は、建築物の所有者等向けの相談窓口を設置し、建築関係団体等と連携して情報提供を行います。
・　市は、安価な耐震改修工法の普及を図るため、ローコスト工法アドバイザーの派遣に対して支援を行います。
・　市は、空き家を活用した移住政策において、空き家の耐震化を促進します。

3　地震時の総合的な安全対策を図るための取組

・　市は、建築物の所有者等に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスや屋根瓦の落下防止、天井等非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーターの閉じ込め防止等について必要な対策を講じるよう指導等を行います。
・　市は、地震発生時に応急危険度判定が必要となった場合、応急危険度判定実施本部等の設置等の対応を行い、二次災害の未然防止に取り組みます。

4　地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

宮崎県は、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の効果的な輸送のため、第一次・第二次緊急輸送道路を宮崎県地域防災計画に位置づけています。市は、これらの道路について、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める道路として、法第６条第３項第２号に基づき指定しています。

第３章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

市は、耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組みます。

1　地震被害想定結果等の周知
2　パンフレットの作成・配布、ダイレクトメールの送付、講習会の開催
3　各種イベント等の活用
4　アドバイザー派遣の充実
5　リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導
6　新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知
7　空き家施策と連携した耐震改修工事の誘導
8　自治会等との連携
9　ホームページによる情報提供

第４章　建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

市内の建築物の耐震化を促進するため、市は以下の事項に取り組みます。

1　法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

市は、法により定義される建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行うこととし、特にその倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める指示や公表を優先的に行います。

2　耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び指導等実施の手順、公表のあり方等については、県と連携し、統一的な運用に努めます。

3　建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法に基づく勧告又は命令、その実施等のあり方については、県と連携し、統一的な運用に努めます。

第５章　その他建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の促進に関し必要な事項

1　関係団体との連携

市は、建築関係団体等と連携し、市民への働きかけや各団体の相談業務の補完等を実施し耐震化を促進します。